

5-4.都市交通システム整備事業

- 地球環境の保全に資するまちづくりに併せて、地区の交通体系を整備することが不可欠であり、総合的な都市交通の戦略と同様な取組が必要である。
- 民間事業者による地球環境の保全への取組が進む中、民間事業者によるCO₂排出量の削減を目的とした都市交通施策に対して支援。

特例の概要	現行制度	地区内の特例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区要件の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律に基づく明確な政策目的を持つ計画等に定められている区域（都市鉄道等利便増進法、中活法、バリアフリー法） ・ 総合的な交通戦略を策定している区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先導型環境都市形成支援事業対象区域（地区内で整備される施設等と密接に関連して地区外で整備される施設も含む）を追加
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体、協議会、都市再生機構（民間事業者は間接補助） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者への直接補助を追加

【都市交通システム整備事業による整備イメージ】

